



【今月の雑学】 こんにちは！天気予報でよく耳にする「真夏日」「猛暑日」などの違い、皆さんはわかりますか？？

「夏日」……日最高気温が 25 度以上の日のこと

「真夏日」……日最高気温が 30 度以上の日のこと

「猛暑日」……日最高気温が 35 度以上の日のこと

「熱帯夜」……夜間の最低気温が 25 度以上の日のこと ※気象庁では最低気温の統計を日単位（0～24 時）としており、実は夜の統計はない。



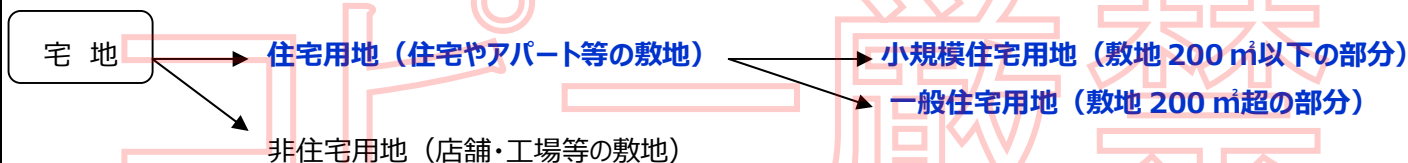
— 固定資産税が 6 倍になる？！ —

固定資産税における住宅用地の特例から除外！

空き家対策

全国的に対策が必要となっている空き家問題ですが、空き家は年々増え続けており、人口の減少に伴って、今後ますます増えるであろうと懸念されています。2013 年に総務省が行った「住宅・土地統計調査」では、10 月 1 日時点で、全国の空き家数は 820 万戸、空き家率は 13.5%にも達したそうです。適切に管理されていないと、火災・倒壊などの防災面や安全面、そして衛生面の観点から、地域の生活を脅かす様々な問題が生じますし、景観に悪影響を与える場合もあります。そこで、空き家対策を支援する目的から、**平成 27 年度税制改正では、固定資産税等の住宅用地の特例が見直されました。**

まず宅地は、下記のような形で分類されます。



住宅用地は、「住宅用地の特例措置」という制度によって下記のような減額措置が適用されており、税金が安くなっています。しかし今後、「**特定空き家等**」の敷地については、この特例が受けられなくなってしまうのです。

- 小規模住宅用地 ⇒固定資産税：価格×1/6、都市計画税：価格×1/3
- 一般住宅用地 ⇒固定資産税：価格×1/3、都市計画税：価格×2/3

<特定空き家等って？>

5月26日に全面施行された「空き家対策特別措置法」においては、空き家の中でも、下記のいずれかに当てはまる空き家を「特定空き家」としています。特定空き家は、市区町村からの立ち入り調査・助言または指導・勧告・命令を受ける対象となります。

- ①倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である場合



今までは、土地の固定資産税等が上がるのを防ぐために、空き家の解体を避けてきた所有者もいらっしゃるかもしれません。つまり、「住宅用地の特例措置」が、空き家を増やす要因でもあったのです。建物が建っているだけで固定資産税が1/6（敷地 200㎡以下の場合）になるのですから……。しかし、**2016年度から特定の空き家は軽減措置の対象外です。**

空き家の所有者は、「適切に維持管理する」か、「解体をする」か、「売却する」か、または「空き家を有効活用する」か、今後について熟考しなくてはならない時が来たようです。

知っとこ!「税務のママ知識」

【法人税の税率が引き下げられました!】

デフレ脱却と経済再生をより確実なものにしていくことを目的とした平成27年度税制改正には、「法人税改革」「住宅市場の活性化等のための税制上の措置」などがあります。その中でも注目したいのが**法人税の税率改正**です。今回の改正では、「稼ぐ力のある企業などの税負担を軽減することで、自国の優良企業の海外流出を防ぐ・国際競争力を高める・法人課税を成長志向型の構造に変える」といった狙いがあるそうです。法人税率の引き下げは**平成27年4月1日以後に開始**する事業年度において適用され、現行の25.5%から**23.9%**に引き下げられることになりました。また中小法人等の軽減税率の特例（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率が19%⇒15%になる）も、**適用期限が2年延長**されました。

これらにより日本の法人実効税率（国の法人税に地方税を含めて考え、法人企業の利益に課税される実質的・表面上の税負担率）は**32.11%**になります。財務省による2014年3月現在のデータでは、国と地方を合わせた法人税率はアメリカ40.75%、ドイツ29.59%、中国25%、韓国24.2%となっています。（なおアメリカでは州税に加えて一部の市で市法人税が課される場合があり、ニューヨーク市では連邦税・州税・市税を合わせた税率は45.67%にもなります。）

今後の日本としては ……………
前向きな投資（設備投資や賃上げ）を加速させるとともに、中小企業等の経済の好循環の実現を力強く後押しすることを目的として、数年かけて、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指しています。



一問一答!

☆消費税ちよこっとQ&A☆

①社員の知識向上のため、日商簿記検定を受験させました。受験料には消費税は課せられるのでしょうか?

A. 日商簿記検定の受験料は課税対象です。検定料には課税のものと非課税のものがあります。ちなみにパソコン検定（日商PC検定）の受験手数料は課税、FP技能検定は非課税、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）は課税です。消費税の取り扱いは、「国等が行う一定の事務に係る役務の提供」に該当するかどうかで異なります。基本的には、各主催者のホームページでご確認ください。

②従業員に支払う通勤費は、課税取引でしょうか?

原則として課税仕入れに該当します。「通常必要であると認められる」通勤手当（現物支給を含む）は、課税仕入れに該当します。所得税法上の非課税限度額を超える部分も含め、全額が課税仕入れとなります。マイカー通勤者に対しガソリン代を支給する場合も、通常通勤に必要であると認められる限り、課税仕入れに該当します。



今月のあなたの運勢

7月

A型	B型	O型	AB型
思い違いや考え違いからミスを犯しやすいので念には念を入れて確認を☆ 目前の課題に集中 するよう心掛けて!	地味な仕事をそつなくこなす努力 が開運につながります! 落ち着いて仕事ができるよう環境を整えることも吉!	真剣に取り組む姿勢 が評価される運勢です。些細なことも一切手抜きせず、周囲と協力しながら進めましょう♪	新しい事業を始めるのに良い運勢。 細かい点をチェックして見落としがないか 確認してから始めるとさらに吉!



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。